

議

長 お諮りします。日程第6「議案第10号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の2件の議案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより提案されるものです。ここで一括議題、松田町会議規則第36条によりまず一括議題、個別審議とこの2件についてさせていただきたいと思いますが、このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2つの議案は一括議題、個別審議とすることに決定いたしました。

議

長 日程第6「議案第10号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第7「議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第10号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提

案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議案第10号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第10号について説明させていただきます。この改正条例は、平成27年1月9日の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る改正の答申があり、その改正内容のうち、平成27年4月1日施行分の省令が同年1月16日及び1月22日に官報公布されました。また、平成28年2月5日に平成28年4月1日から施行される部分を盛り込んだ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が官報公布されております。平成28年4月1日から地域密着型通所介護の創設が施行されたこととなりますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴って、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年2月15日条例第6号）の所要の改正をするものでございます。

主な改正点は、地域密着型通所介護に係る基準の創設でございます。平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、新たに基準を設けることとなります。また、地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設でございます。平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けることとなります。また、認知症対応通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行うこととなります。

それでは、改正本文28ページの次でございます参考資料、新旧対照表のほうをお開き願います。今回の主な改正でございますが、目次でございますように第4節運営に関する基準に新たに第3章の2地域密着型通所介護を追加いたし

ます。追加条項は、第59条の2から第59条の38となります。新旧対照表の次の2ページにかけまして目次のほうを新設させていただいております。今回、介護保険法本条例改正における引用規定の条、項等また字句を改める部分がありますが、そちらのほうの説明は省かせていただきまして、主な改正点のみを説明させていただきます。

新旧対照表6ページ、7ページをお願いいたします。第3章の2地域密着型通所介護を新設し、第1節基本方針に第59条の2として基本方針を定めます。ここの部分を読み上げさせていただきます。「指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」となっております。

続きまして第2節、人員に関する基準として、従業員の員数を第59条の3に定めます。各号の部分のところの要点を読み上げさせていただきます。第1号生活相談員、1以上。第2号看護師または准看護師、次のページをお願いいたします。1以上。第3号介護職員につきましては、そのこの号の終わりのほうになりますけれど、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。第4号機能訓練指導員、1以上となります。

次のページをお願いいたします。第7項でございますが、第1項の生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければなりません。

管理者につきましては、第59条の4にございます常勤の管理者を置かなければならないと定められております。

第3節、設備に関する基準でございます。設備及び備品について、第59条の5に定められます。食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所

介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えることとなります。

4 項について、次のページにわたりますが、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に、当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする、届け先が県知事から変更されております。

第4節、運営に関する基準でございますが、心身の状況等の把握について第59条の6に定めます。また、利用料等の受領について第59条の7に定めます。

次のページをお願いいたします。前項第3号に…失礼いたしました。指定地域密着型通所介護の基本取扱方針については第59条の8に、また指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針については第59条の9に定めます。

次のページをお願いいたします。地域密着型通所の計画の作成につきましては第59の10に、また管理者の責務については59条の11に定められます。なお、運営規程については第59の12に定められますが、これは重要事項に関する規程を定めておかなければならないということになります。また、勤務体制の確保については第59条の13に定めます。

次のページをお願いいたします。定員の遵守につきましては第59条の14に、非常災害対策につきましては第59条の15に、衛生管理等については第59条の16に定めます。

地域との連携等でございますが、第59条の17に定めます利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する町の職員または地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞くこととなります。この第59条の17の規定でございますが、第59条の38並びに第4章以降の準用規定に盛り込まれております。

次のページをお願いいたします。事故発生時の対応については第59条の18に、記録の整備については第59条の19に定めます。

次のページをお願いいたします。第5節に移ります。第5節は第1款第59条

の21から第4款59条の38までで構成いたしますが、指定療養通所介護について定めるものでございます。

第1款、この節の趣旨及び基本方針でございます。この節の趣旨として、第59条の21には指定療養通所介護では指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者を対象としております。基本方針といたしまして、第59条の22、第2項になりますが、指定療養通所介護の提供に当たりましては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携を努めなければならないこととなります。

第2款、人員に関する基準でございます。従業者の員数については、第59条の23に定め、次のページをお願いいたします。指定療養通所介護の提供に当たる看護職員または介護職員の員数は、利用者の数が1.5に対し、療養通所介護従業者が1以上ということになります。なお、第2項には、療養通所介護従業者のうち1人以上は常勤の看護師であって、専ら従事するものと定められます。管理者につきましては、第59条の24第2項に、管理者は看護師でなければならないと定められております。

第3款、設備に関する基準でございます。利用定員については第59条の25に定め、9人以下となります。備品…失礼いたしました。設備及び備品等につきましては、第59条の26に定めます。

第4款、運営に関する基準でございますが、地域密着型通所介護と異なる部分のみ説明させていただきます。次のページをお願いいたします。26ページの最下段となりますが、指定居宅介護支援事業者等との連携につきましては、第59条の29に、指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないと定められております。

次のページをお願いいたします。28ページの下段になりますが、療養通所介護計画の作成については、第59条の31に定め、第3項でございます。療養通所介護計画は、訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ作成しなければならないとなります。

緊急時等の対応につきましては、第59条の32に定め、主治の医師とともに、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならないということになります。

次のページをお願いいたします。管理者の責務については第59条の33に定め、第2項のほうでございますが、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならないとなります。

次のページをお願いいたします。緊急時対応医療機関については第59条の35に定め、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めておかなければならないとなります。

また、第3項でござい…失礼いたしました。安全・サービス提供管理委員会の設置については、現行基準を踏襲いたしまして、第59条の36に定め、第2項のほうでございます。おおむね6月に1回以上委員会を開催することとなります。

次のページをお願いいたします。34ページ、第4章の認知症対応型通所介護以降でございますが、運営推進会議の設置については、準用条項に盛り込まれております。また、運営に関する基準については、地域密着型通所介護と同様のものについては削除となりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

以下、43ページから46ページに第5章、小規模多機能型居宅介護、46ページから48ページに第6章、認知症対応型共同…（「ゆっくりお願いします」の声あり）以下は、載っているページのところのお話だけでございますので、ごらんになっていただきたいと思います。新旧対照表43ページから46ページには、第5章、小規模多機能型居宅介護について掲載されております。また、46ページから48ページに第6章、認知症対応型共同生活介護、48ページから50ページに第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護、50ページから54ページに第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、54ページから56ページに第9章、看護小規模多機能型居宅介護について定められたものでございます。

それでは、改正本文28ページをお開きいただきたいと思います。附則でございます。この条例の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行させていただきますと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 南 雲 このようにね、改正されて、たくさんの人員がこれから必要になってく
と思います。それで、きのう何か町長の御説明で、新年度採用に対して保健師さ
んが1名ふえるということで御説明があったと思うんですけども、人員の対
応というのは、やはりこれからのこういう通所介護をふやしていかなくてはい
けないというところで、やはり町の対応も結構必要になってくると思うんです
けれども、その点はどのように対応されていく御予定でありますか。

福 祉 課 長 ただいまの御質問に回答させていただきます。町のほうの業務が増大するの
ではないかという御懸念をいただいてるかと思います。ありがとうございます。
今現在でも地域密着型サービスのほうの事業所が幾つかございまして、そちら
のほうの監査事務であったり、指定権限とかの部分のところは履行してる状態
でございます。そちらのほうも、ここで事業所がふえることによって、そこの
事業が増大する可能性はございますけれど、そんなに日々改めて、こちらのほ
うに業務させていただくわけではございませんし、県と連携をさせていただき
ながら進めてまいりますので。また、人員配置については、執行部のほうから
お願いしていきたいとは思っております。御意見ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 番 平 野 事業所について、細かく人員についてというような項目がありましたけれど
も、これは特に正規の採用とか非常勤の採用とか、そういう種別はありません
か。

福 祉 課 長 常勤という形の部分で定めがあるかと思いますけど、常勤の部分についても、
各事業所の就業規則で決まってるものと思っております。そこの常勤の部分の
ところが明確であれば、例えば管理者の方が常勤でなければならないという形の
部分で御説明させていただきましたが、そういう形の部分の解釈となると思い
ます。

1 番 平 野 今の文章の中で、常勤というふうに、特に指定がない場合は非常勤で構わないということですか。

福 祉 課 長 御利用者の方の人数によって、配置されるスタッフの人数が決まってまいりますので、そこは遵守事項となります。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。